

様式第4-③

本様式は、業歴3ヶ月以上1年1ヶ月未満の場合あるいは前年以降、事業拡大等により前年比較が適当でない特段の事情がある場合に使用する。

中小企業信用保険法第2条第5項第4号の規定による認定申請書

令和 年 月 日

北九州市長 様

申請者 所在地
企業名
代表者名 印
TEL

私は、令和二年新型コロナウイルス感染症の発生に起因して、下記のとおり、経営の安定に支障が生じておりますので、中小企業信用保険法第2条第5項第4号の規定に基づき認定されるようお願いいたします。

記

1 事業開始年月日 _____ 年 月 日

2 (1) 売上高等

(イ) 最近1か月間の売上高等

減少率 _____ % (実績)

$$\frac{B - A}{B} \times 100$$

A : 災害等の発生における最近1か月間の売上高等

_____ 円

B : 令和元年12月の売上高等

_____ 円

(ロ) 最近3か月間の売上高等の実績見込み

減少率 _____ % (実績見込み)

$$\frac{(B \times 3) - (A + C)}{B \times 3} \times 100$$

C : Aの期間後2か月間の見込み売上高等

_____ 円

※ 本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。

北九州市指令産雇中第1- 号

申請のとおり相違ないことを認定します。

(注) 本認定書の有効期限：令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

令和 年 月 日

北九州市長 北橋 健治 印

売上高等比較表

(イ) 最近1か月間の売上高等

A (売上高等 実績)		B (売上高等 実績)	
最近1か月	金額	R1年12月	金額
年 月	円		

減少率 $\frac{B - A}{B} \times 100 =$ %

(4号 20%以上減少
5号 5%以上減少
6項 15%以上減少)

(ロ) 最近3か月間の売上高等の実績見込み

C (売上高等 見込み)	
今後2か月	金額
年 月	円
年 月	円
合計	円

B × 3	円	A + C	円
-------	---	-------	---

減少率 $\frac{(B \times 3) - (A + C)}{B \times 3} \times 100 =$ %

(4号 20%以上減少
5号 5%以上減少
6項 15%以上減少)

令和 年 月 日
上記につき相違ありません。

所在地
企業名
代表者名
TEL
印

融資申込みに係る反社会的勢力でないことの表明・確約書

令和 年 月 日

北九州市産業経済局中小企業振興課 殿

所在地
名称
代表者名

印

私（申込人が法人の場合には、当該法人の役職員等を含む。以下同じ。）及び代理人は、次の1の各号のいずれかに該当し、もしくは2の各号のいずれかに該当する行為をし、または1に基づく表明・確約に関して貴課に虚偽の申告をしたことが判明し、貴課が融資を行うことが不適切であると判断した場合は、融資の申込みを断られても異議申立てをいたしません。また、これにより損害が生じた場合でも、すべて私の責任といたします。

以上について確約の上、貴課に融資を申し込みます。

なお、本書の内容について、貴課が福岡県警察本部に照会することを承諾します。

- 1 私は、現在、次の各号に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。
 - (1) 暴力団
 - (2) 暴力団員
 - (3) 暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
 - (4) 暴力団準構成員
 - (5) 暴力団関係企業
 - (6) 総会屋等、社会運動等標榜ゴロまたは特殊知能暴力集団等
 - (7) その他これらに準ずる者
 - (8) 次に掲げる暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者
 - ア 暴力団員が事業主又は役員に就任している法人等
 - イ 暴力団員が実質的に運営している法人等
 - ウ 暴力団員であることを知りながら当該暴力団員を雇用し、又は使用している者
 - エ 契約の相手方が暴力団員であることを知りながら当該暴力団員と商取引に係る契約を締結している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して経済上の利益又は便宜を供与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有している者
- 2 私は、自らまたは第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為を行わないことを確約いたします。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 融資斡旋に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて貴課の信用を毀損し、又は貴課の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為